保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令の一部を改正する省令案について（概要）

１．改正の趣旨

○　保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）第 37 条の２第１項により、特定行為を手順書により行う看護師は、指定研修機関において、当該特定行為の特定行為区分に係る特定行為研修を受けなければならないこととされている。

○　今般、医道審議会保健師助産師看護師分科会看護師特定行為・研修部会において、平成 30 年 12 月 14 日にとりまとめられた「特定行為研修の研修内容等に関する意見」等を踏まえ、特定行為研修の基準等について改正を行うもの。

２．改正の内容

○　特定行為研修のうち、共通科目について、以下のとおり、左欄の内容に応じて右欄の時間数以上とするよう改めるものとする。

共通科目の内容	時間数
臨床病態生理学	３０
臨床推論	４５
フィジカルアセスメント	４５
臨床薬理学	４５
疾病・臨床病態概論	４０
医療安全学	４５
特定行為実践	
合計	２５０

○　特定行為研修のうち、区分別科目について、講義又は演習及び実習により行うものとし、そのうち、講義又は演習の時間数については、特定行為区分に応じて、以下の表の時間数以上とするよう改めるものとする。

区分別科目	時間
呼吸器（気道確保に係るもの）関連	９
呼吸器（人工呼吸療法に係るもの）関連	２９
呼吸器（長期呼吸療法に係るもの）関連	８
循環器関連	２０
心嚢（のう）ドレーン管理関連	８
胸腔ドレーン管理関連	１３
腹腔ドレーン管理関連	８
ろう孔管理関連	２２
栄養に係るカテーテル管理（中心静脈カテーテル管理）関連	７
栄養に係るカテーテル管理（末梢留置型中心静脈注射用カテーテル管理）関連	８
創傷管理関連	３４

創部ドレーン管理関連	５
動脈血液ガス分析関連	１３
透析管理関連	１１
栄養及び水分管理に係る薬剤投与関連	１６
感染に係る薬剤投与関連	２９
血糖コントロールに係る薬剤投与関連	１６
術後疼(とう)痛管理関連	８
循環動態に係る薬剤投与関連	２８
精神及び神経症状に係る薬剤投与関連	２６
皮膚損傷に係る薬剤投与関連	１７

○　指定研修機関は、厚生労働大臣が適当と認める場合には、特定行為研修に係る特定行為の一部を行う看護師について、当該特定行為研修の一部を免除した研修を行うことができるものとする。

○　指定研修機関が厚生労働大臣に提出する報告書の提出期限を、毎年４月 30 日としていたところ、毎年６月 30 日に改めるものとする。

○　その他所要の改正を行うものとする。

３．根拠規定

○　保健師助産師看護師法第 37 条の２第２項第４号及び第 37 条の４

４．施行日等

○　公布日：平成 31 年４月下旬（予定）
○　施行日：公布の日